

病院・診療所に、火災通報装置及び 連動義務化が拡大



BGT9010KH 連動停止SW
BGF1197 火災通報装置

2014年10月16日公布 (政令第333号) (総務省令第80号)

設備	消防法施行令 別表第一区分		設置基準		施行期日 (既存遡及期限)
			改正前	改正後	
火災通報装置	(6) 項イ	病院・診療所・助産所 など	500㎡以上	延べ面積に関係なく設置	施行 2016年4月 1日 遡及期限 2019年3月31日
			連動義務なし	連動義務あり (※4)	
スプリンクラー	(6) 項イ	病院 (※4)	3,000㎡以上	延べ面積に関係なく設置	施行 2016年4月 1日 遡及期限 2025年6月30日
		診療所・助産所 (※4)	6,000㎡以上		

※4 避難のために患者の介助が必要なものに限る。